資　料

スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観〈一九九三年〉

――北欧犯罪学・刑事法制研究雑録――

坂　田　仁

本稿においては下記の諸文献についてその大要を紹介することとしたい。従来スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観の表題で紹介を行ってきたが、筆者自身の知識の増加と関心領域の拡大に伴い、選書の範囲が拡大してきて、犯罪防止委員会の出版物に限られなくなってきた。そこで今回より副題をつけ、より野心的に本稿を継続することを意図した。この内容がそれにふさわしいものになるか否かは、私の能力に依存するのであるが、六十の手習いの心で努力をしてみたいと思う。

あわせて、これまでのスベリ名誉教授、サルネッキ教授、ストックホルム大学犯罪学研究所、犯罪防止委員会、矯正保護庁など関係機関のご好意にあらためて謝意を表したい。

まず紹介の対象とする資料を列記する。

1 Integrating Individual and Ecological Aspects of Crime (by Per-Olof H. Wikstrom et al.), NCCP Report 1993: 1.

2. School and Delinquency in A Contextual Perspective (by Peter Lindstrom), NCCP Report 1993: 2.

3. Våld mot befattningshavare inom rattsvasendet, PM 1993: 1. (司法部関係職員への粗暴行為)

4. Våld i nojeslivet, vid idrottsevenemang, och på allmanna kommunikationer, PM 1993: 2. (盛り場、競技場及び公共交通機関での粗暴行為)

5. Verkstallighet av fangelsestraff, SOU 1993: 76. (拘禁刑の執行)

6. Reaktion mot ungdomsbrott, SOU 1993: 35. (少年犯罪対策)

7. Psykiatrin, tvånget och lagen(av Lars Gronwall & Leif Holgersson), 1992. (精神医学、強制及び法律)

8. Brottsbalken Del III(25－38 kap)(av Ulf Berg, Anita Werner, Nils-Olof Berggren, Dag Victor, Johan Munck & Claes Orn),

1994（刑法第三巻）

9. Fångarna i valfardssamhallet (av Stig Ahs et al.), 1992.（福祉社会における受刑者）

10. Brott, straff och kriminalvård (av Thomas Ekbom et al.), 1992.（犯罪，刑罰及び矯正保護）

以上の他に矯正保護庁より資料の送付を受けているが，それについては常磐大学人間科学部紀要「人間科学」に発表する予定である。

I 犯罪の個人的及び環境的側面の統合

Integrating Individual and Ecological Aspects of Crime (by Per-Olof H. Wikström et al), NCCP Report 1993: 1.

本報告書は，犯罪原因に関する個人的・家族的側面と環境的〈生態学的〉側面とに焦点をあてた英国圏の研究者によるアンソロジーである。その狙いは，この二つの接近方法の統合にある。まず著者と論文の表題とを掲げる。

1. Per-Olof H. Wikström: Preface
2. David Farrington: Have Any Individual, Family or Neighbourhood Influences on Offending Been Demonstrated Conclusively?
3. Carl-Gunnar Janson: Ecological and Individual Approaches in the Study of Crime and Delinquency.
4. Anthony E. Bottoms: Recent Criminological and Social Theory, The Problem of Inegrating Knowledge about Individual Criminal Acts and Careers and Areal Dimensions of Crime.
5. Peter L. Marténs: An Eoological Model of Socialization in Explanating Offending.
6. Robert J Sampson: Family and Community-Level Influences on Crime: A Contextual Theory and Strategies for Research Testing.
7. Rolf Loeber & Per-Olof H. Wikstrom: Individual Pathways to Crime in Different Types of Neighborhood.
8. Stephens W. Raudenbush: Modeling Individual and Community Effects on Deviance over Time: Multi-Level Statistical Models.
9. Robert J. Bursik Jr. & Harold G. Grasmick: Methods of Studying Community Change in the Rate and Pattern of Crime.
10. Magda Stouthamer-Loeber: Optimizing Data Quality of Individual and Community Sources in Longitudinal Research.
11. Marc LeBlanc: Prevention of Adolescent Delinquency, An Integrative Multilayered Control Theory Based Perspective.
12. Ken Pease: Individual and Community Influences on Victimizations and Their Inplications for Crime Prevention.
13. Albert J. Reiss Jr. Key Issues in the Integration of Individual and Community Explanations of Crime and Criminality.

*

ファリントンはショーとマッケイによる生態学的研究とグリュック夫妻による予測研究とをそれぞれ生態学的原因研究と個人的原因研究の代表として選び，両者を批判的にレビューして，後

者が前者に対して優位にある点と環境論的視点の弱点〈近隣の定義不明確、近隣の意味が個人ごとに異なる、住居の移動に伴う問題など〉を指摘する。

ヤンソンは、生態学的変数と個人的変数との関係を数理統計学的に検討している。ロビンソンの論文[1]等よりこの両者の相関と回帰とを論じているが、抽象度の高い論文であり、筆者の理解力を越える部分が多かった。一つ気づかされたのは、個人的変数は離散的なのに対して生態学的変数は連続的であり得る点で、単位の取り方に困難な問題が潜んでいるということである。

ボトムズは、生態学的視点を重視する立場から、個人主義的視点の代表者として選んだハーシ[2]及びブレイズウェイトの理論[3]〈統制理論と統合的恥理論(Integrative Shaming Theory)〉の不足を指摘し〈集団の内部の力関係の犯罪への影響、犯罪の地域差、犯罪の性差などが説明できないなど〉、犯罪の行為地と住所地のパターンの犯罪及び犯罪者への影響を扱った研究[4]〈著者及びウィークストレームによる〉をレビューする。そして、この二つの方向を統合する上で解決を要すると考えられる一三の問題(Desiderata)を提示する。

一三の問題への解答に換えて、著者はギデンスの構造化理論(Structuring Theory)[5]を引用して、構造の二元性と個人の行動の抑制の変異、構造化理論におけるルーティンの重要性、社会的日常における場所と時間の中心性の構造化論的理解、及び構造化的アプローチの中での意図されない結果が演じる役割の四点を論じている。

結論は、構造化理論が犯罪学研究の将来を豊にするということで、これが経験的研究にも充分使えること、社会解体理論とも関連があり、同時に犯罪及び犯罪者の統合的研究にも関連を持っていることを述べる。

マルテンスは、児童の社会化の行われる場所としての家庭の所在〈家族の社会経済的地位の指標でもある。〉の生態学的な意義を論じている。これは伝統的な社会化理論には欠如していたものとされる。

伝統的理論では、家族の社会学的要因、個人心理的要因が問題とされ、多変量解析の結果からは生態学的要因と家族の社会化要因の組合せが犯罪の変異を説明するとされる。

重要なのは社会化の過程であって、これを生態学的視点からみると、マイクロ、メソ、エクソ、マクロの四面でみることが可能である[6]。これを犯罪性の発達にあてはめ、社会階級、家族構造、移民家族、両親の行動、両親の躾への地域の影響、子供の行動への地域の拒否、家族外の支持、及びメソシステムへの移行について論じ、結論的には犯罪者の発達を研究する上での犯罪経歴研究の優位性を強調している。

サンプソンは、自らの提唱する社会的資本(Social capital)という概念を中心にして犯罪率と社会統制の地域的変異の説明を試みる。特に結論部において、社会解体と犯罪との関わりの研究に必要な研究プロジェクトとして、地域の社会組織(Social

organization）と社会統制における変異が犯罪への構造的な欠陥を媒介しているとみられること、及び社会的凝集性と社会統制の地域ごとの変異が犯罪発生の個人レベルの変異に間接的な影響を及ぼしていることの調査をあげている。また、論文中シカゴで進行中の「人間の発達と犯罪行動」[7]に関する野心的なプロジェクトが紹介されている。

ウィークストレームらは、個人の犯罪への発達の道筋と近隣の特徴との関係の予備的な分析を行っている。犯罪への道筋は顕在的と非顕在的の二つに分けられる。問題は、この道筋が近隣のタイプによって変化するかしないかということである。分析の段階は左記の五段階に分けられる。

一、人口変数の社会的・生態学的要因分析による近隣の類型の分類

二、住所地の近隣の類型に従った個人の範疇化

三、犯罪行為の近隣による変異を拾い出す近隣分類の力の妥当性を、近隣の類型による犯罪行為の広がりの変化の程度を調べることによって明らかにする。

四、個人が犯罪行為への顕在的又は非顕在的道筋での個別的な発達に従って分類される。

五、個人のそれぞれの道筋での進行を近隣の類型に関係づける。

ここで近隣の分類は横断的に、道筋の分類は縦断的に行われる。近隣の面での問題点は、居住家屋の選択が家族のタイプ、社会経済的地位、エスニシティ、社会的問題保有によって変化すること、及び近隣の相違が犯罪の変異に現れることが、そして犯罪への道筋では初発犯罪、顕在的か否か、道筋はひとつか複数か、などである。著者らは、道筋を権威との葛藤、非顕在的行動、及び顕在的行動の三つに分けている。

次に著者らの経験的調査のデータの紹介がなされる。生態学的データはピッツバークの八八の近隣〈この都市の伝統による〉、個人データは、同市の公立学校の四年生及び七年生各五百人ずつのものである。

これらについて、生態学的尺度として、

一、世帯の大きさ

二、十歳から十九歳の少年の比率〈%〉

三、過去五年以上の同一住居居住〈%〉

四、崩壊家庭の比率〈%・有子家庭〉

五、世帯収入の中位数

六、貧困レベル以下の家族の比率〈%〉

七、生活保護世帯の比率〈%〉

八、失業者の比率〈%〉

九、アフリカ系アメリカ人の比率〈%〉

をとり、個人の尺度としては、DSMⅢRによる行動異常、自己報告非行尺度、初発非行、児童診断尺度、児童行動チェック表、等が用いられている。

調査は面接法により、最初に回顧的調査、次いで六月の間隔

で四回の調査が行われた。回顧的調査はS、Aの二段階の調査そして現状調査はBからEでの四回行われた。

調査結果は地域の社会経済的地位〈SES〉及び家族のタイプごとに、二十頁にわたっており、紙幅の関係で省略したい。結論で著者らは、近隣の居住形態と犯罪の発達の関係をみたときに、顕在的及び非顕在的道筋ともにSESの低い近隣に多くみられること、そして、犯罪への道筋は、社会統制と犯罪の機会の双方と関わりをもっているとみられること、などを見出し、研究の将来への期待が表明されている。

ラウデンブッシュは、年齢ごとの非行への軌道を決定する要因を数理統計的に明らかにする方法を検討する。モデルは、Two-level hierarchical linear model, Three-level hierarchical linear model, Crossed random effects model の三種類である。線形モデルに関する著者の知識は不十分なので、本論文の紹介は省略する。

バーシックらは、近隣の犯罪率研究方法について、回帰に基づいた構造均衡モデルあるいは回帰に基づいた縦断的モデルよりもOrthogonal polynomial contrastsを用いたHierarchical linear model の方が適していることを立証しようとしている。これについても紹介を省略する。

レーバーは、縦断的研究における個人及び地域に関するデータの性質を最適化する方法を論じている。基本原則として、調査計画、進行予定、予算から始めて、完全を目指すこと、データ収集の段階ごとのチェックなどを指摘する。全体は、調査対象者個人からデータ収集、地域の資料源からのデータ収集、データベースの利用、に分けて述べられている。

ル・ブランは、青年期犯罪の予防プログラムの選択、評価の問題を論じている。問題設定の方法を分類的、経験的、及び理論的と分けた上で理論的に論じることを選ぶ。選ばれた理論は、Multilayered integrative control theory である。論述は、A、非行現象の定義及び説明の水準、B、上記理論の提唱、及びC、上記理論に適合する予防プログラムの特定、の順でなされている。Aでは地域全体の犯罪の総量が、Bでは行為者としての犯罪者が、Cでは犯罪行為自体が問題とされるとする〈ピナテルによる〉。このそれぞれのレベルで予防の方法は異なるとして、社会学的、心理学的、生物学的犯罪学の統合の上にハーシのBond theory を包括的に衣がえして、「好ましい文脈において統制はきつくなり、期待にそった展開をする。その結果コンフォーミティが維持される。」という彼の予防理論が述べられ、上記のABCの各レベルで詳述される。

ピースは犯罪予防の問題を扱う。都市ガスを天然ガスに変更することで自殺率が減少したロンドンの経験などから犯罪の機会の減少、ショー・マッケイの調査からは極端な単純化であるが社会解体の防止を上げる。そして、対症療法的な防止策を批判し、犯罪学に基づいた施策を求める。犯罪予防専門員の配置の欠陥、著者らの調査による多重被害を夜盗被害の単独説明要

因とする結論から、地域ごとの被害者率及び個人ごとの被害数を基礎にして、前者が主であれば地域全体を対象に、後者が主であれば特定個人にしぼって、被害の反復に対する予防活動を展開することを求める。これを基礎づける証拠となる経験的調査の結果が引用されている。[8] そして犯罪〈被害〉の多い地域では不平等の度合が大きいと指摘する。また地域的な不平等は個人レベルの被害の集中(Concentration)を反映していると述べる。

最後に被害の集中を基礎にした犯罪予防計画の例としてリバプールプロジェクトの内容が紹介されている。家庭婦人への家庭内暴力の防止が主たる問題とされている。警察への迅速な通報のための技術的手段の改善を求める。結論部分では、被害の集中と犯罪類型の関係が取り上げられている。

ライスは、犯罪及び犯罪性の個人的及び地域的説明を統合的に行うための基本的問題を三つに分けて論じている。一は、犯罪率及び犯罪者率の変異の源泉、二は、個人の発達に及ぼされる個人及び地域の効果の研究の基準、三は、残された問題である。著者の主張は、個人及び地域双方にまたがった犯罪経歴研究の推進にあるように思われる。特に三では選択的移民〈流出及び流入〉、地域の道徳的発達と結合した個人の道徳的発達、逸脱行動への否定的制裁の効果、アイデンティティの発達の地域的な相違、の四点が指摘されている。

Ⅱ　学校と非行

School and Delinquency in A Contextual Perspective (by Peter Lindström), NCCP Report 1993: 2.

本書は、著者の博士論文である。ウィクストレーム指導の下で研究が行われ、恐らくその関係で犯罪防止委員会の資料として発表されたものと思われる。数理統計的分析を詳細に試みているために読み難さが残る。

まず非行の動機付〈快楽主義、功利主義、欲求不満など〉、非行をノーマルとみるか否かの問いかけから、少年非行の発生原因を友人を含む周囲の影響、冒険心・好奇心と内的・外的統制力の弱さの結合、及び年齢に求めて、研究の主題を「学校という社会的文脈によって生徒の問題行動がどのように影響を受けるか」にしぼり、経験的調査によって結論を得ようとしている。目次を追って内容を紹介する。

一　家族の相互行為、学校の機能及び非行行動[9]

学校と非行の関係に焦点を合わせるとしても家族の影響を無視することはできないためまず家族について検討するが、家族、学校両者の影響を評価するのに必要な概念として、社会的資本(Social capital)について説明される。「家族関係及び地域の社会組織に本来備わったもので、児童や少年の認知的及び社会的発達に有用な資源セット」を社会的資本[10]という。これは財政

的資本、人的資本とは異なり、近隣、学校、職場等の一側面とみられるものである。規範は、集団・文脈のレベルでの社会的資本の強力な形式である。これの生成にあたって重要なものは、成人と児童の関係、児童と深い関わりをもつ二人の成人の関係、及びある時間的な幅をもった社会体系内の継続性、安定性及び閉鎖性である。

以上から両親と児童との関係、両親と教師との関係、両親と近隣との関係などは、社会的資本として重要な意味をもつとされる。

ここから両親の自分の子の養育パターン〈支持と統制との強弱による四類型〉、権威ある養育、権力的養育、許容的養育の三類型、両親中心及び児童中心の二類型、服従と統制型及び規範と道徳型、などの分類が示される。そして、そのいずれにせよ両親が深く関わらない養育形態が児童の問題行動と相関しているとの調査結果を引用する。そこで、学校の機能の問題に移り、学業成績不良、登校拒否及び校内非行の三者が非行と有意味な関係にあるとする。これを示す研究が統制理論を始めとして、多数引用されている。特に、学校のもつ選別機能に重点が置かれているように思われる。選別機能と社会的きずなとの関係から学校内非行を考えるとき、既に非行傾向をもった児童が入学してくる場合と、学校の選別機能によって社会化が好ましい方向に進まなかった場合とがみられる。このようにして、個人的傾向と環境的影響とによって生徒の非行行動が説明されるとの結論が導かれる。学校は、社会化機能と選別機能とを有している。この両者の分離は困難である。そして、学校を構成している教師、両親、生徒の三者のパートナーシップが良く機能しているとき、学校の社会的資本の質が高まるのである。

二　学校の社会的文脈の重要な特徴

学校ごとの生徒の非行のバリエーションは大きい。この相違が学校の社会化機能の失敗によるか選別機能によるのかは不明確であるが、学校に関する様々なその説明要因を論じる以前に、学校ごとの相違を個人的特徴のみで説明することができないことが示される。ここで、著者はリンドストレームの描く生徒の問題行動の学校間の相違を説明する理論的モデル一〇三頁〈**第一図**〉を引用し、そのそれぞれの要因についての研究をレビューしている。

三　ストックホルム・プロジェクトと学校調査

ストックホルムプロジェクト[11]の内容がまず説明される。著者によれば、このプロジェクトは、一九八八年にストックホルムで犯罪の嫌疑を受けた一八歳以下の警察に記録された犯罪及び八個の居住地域とここを通学域とする学校との詳細な調査より構成されている。この後者を主として著者は紹介する。

八個の地域の特徴は**第一表**の通りである。また、各地域から一校ずつ高校を選び、その特徴〈**第二表**〉が調査されている。地域、学校双方ともおたがいの間の相違の大きいことが判る。

次いで、調査対象中学校での自己申告調査の結果が述べられ

第1表　8地域の特徴

地域	A	B	C	D	E	F	G	H
公共住宅(%)	76	71	75	69	28	0	0	1
住民数(千人)	14.0	8.2	8.8	9.5	13.3	1.2	3.0	1.3
住民の年齢(%)								
0－12歳	24	15	19	14	6	8	17	20
13－18歳	8	6	6	6	2	3	9	11
65歳以上	5	15	13	19	38	29	18	12
労働者階級(%)	57	42	45	42	33	31	24	9
片親家庭(%)	26	28	35	32	26	9	5	3
移民(%)	55	20	17	14	10	12	9	7
社会保障受給(%)	29	10	18	12	5	0	1	0
近隣の不安定(%)	33	45	51	56	23	25	9	10
犯罪率(‰)								
1980年	86.5	95.9	76.6	63.4	62.4	(78.0)	16.4	(39.8)
1985年	103.3	107.4	83.9	86.5	91.3	(81.4)	28.2	(61.3)
1990年	101.1	103.0	112.2	107.9	111.8	(76.7)	31.2	(72.0)
少年被疑者(‰)								
1988年	35.8	21.5	43.7	46.4	24.4	(27.0)	0.0	0.0

Report 1993：2, p. 51, Tab. 2.

る。八三三人の調査対象のうち回答した者は七九二人である。回答拒否はC校で最も多く、一四・六%である。次がA校で九・七%になっている。Aは移民家庭が七〇%あり、Cは調査に非協力的であったのがその原因であるとされる。

調査結果の信頼度を調べるために市の学校当局の公式調査との比較がされ、一致度の高いことが示されている。

四　非行とそれに関連する行動

非行行動のパターンを捉えるスウェーデンの研究二個(一つは自己申告調査のデータから、一つは公式統計のデータから)因子分析によってパターンを分けたもの〈**第三表**〉を批判的に紹介した後、主成分分析、因子分析など数理統計学的方法が必ずしも適当でないことを指摘する。

更に因子分析による調査を国際的にレビューし、犯罪の他に問題行動も含めて、因子分析によるパターンの分類を調べ、一因子、二因子及び三因子による分析を比較し、その選択は調査目的によって決まるとしている。

以上の前置きの後に自らの調査結果からの分析に入っている。三四六人の男子生徒について一四の問題行動項目の有無・回数を調査し、それらの平均、偏差、歪度及び項目間の相関マトリクスを作成している。女子生徒については三六三人について一二項目を同様に調査している。方法は、Confirmatory Factor Analysis及びExploratory Factor Anlysis[12]と呼ばれるものである。非行行動をパターンに分けるものは結局共通にみら

第1図　学生・生徒の問題行動の学校間の相違の理論的モデル

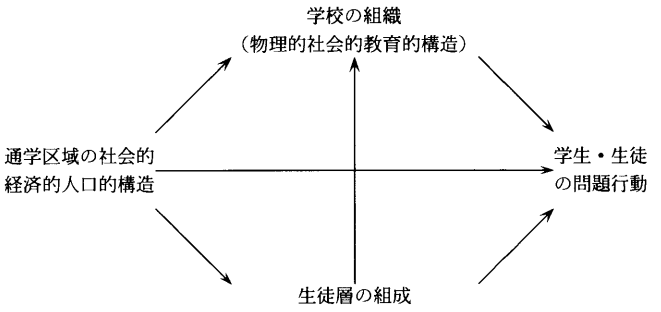

Report 1993 . 2, p.38, Fig. 2.

第2表　中学校の特徴

中学校	A	B	C	D	E	F	G	H
地区内の生徒(%)	98	86	48	61	71	3＊	29	15
労働者階級(%)	50	30	21	13	24	19	13	2
両親は移民(%)	74	41	29	20	24	28	21	19
家族6以上(%)	24	11	3	3	6	8	6	5
離散家族(%)	35	28	46	47	33	29	24	22
7～9年生数	342	258	382	244	146	305	413	280
教師1人当生徒数	9.0	12.9	18.2	18.8	14.6	13.9	17.2	13.3
有資格教員(%)	68	100	76	92	90	77	88	86
反対意見(%)	17	12	41	21	39	7	6	4

Report 1993.2, p.53, Tab 3 p.54, Tab.4, p.55, Tab 5.
＊）ほとんどの学生は隣の調査外の地域から通学。

第3表　少年の非行行動のパターン（スウェーデンの調査から）

オロフソンによる（自己申告結果の因子分析）	
1　軽微犯罪	万引、他人の金を盗む、街頭や窓を壊す、など
2　財産犯罪	盗品の売買、車上狙い、バイク盗、恐喝、バンダリズム、夜盗、など
3　詐欺	金を騙取する、学校の備品を盗む、など
4　重大犯罪	強盗、薬物の売買・譲受、など
ウィークストレームによる（警察統計の因子分析）	
1　伝統的犯罪	窃盗、人身犯、ハンタリズム、など
2　現代的犯罪	交通犯、薬物犯、など
3　詐欺	

Report 1993 . 2, pp. 65-66 の記述及び p 66, Tab.8, p.67 Tab.9.

第4表　個人的特徴と非行行動との相関

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
(1)社会的地位	−	−.06	−.09	−.20	−.06	−.03	−.09
(2)家族の数	−.14	−	−.42	.11	.13	−.14	−.08
(3)離散家族	−.08	−.45	−	−.08	−.10	.15	.12
(4)移民家族	−.30	.09	.00	−	.01	−.11	.03
(5)相互作用	−1.4	−.08	.12	.05	−	.27	.10
(6)共通非行	−0.7	−.08	.16	−.05	.33	−	.41
(7)重大非行	−0.5	−.10	.16	−.09	.20	.51	−
男子平均	2.88	3.84	.33	.31	2.44	4.85	.56
標準偏差	1.39	1.12	.47	.46	1.47	3.16	1.27
女子平均	3.04	3.88	.31	.29	2.39	4.49	.24
標準偏差	1.03	1.09	.46	.46	1.46	3.23	.84

対角線から上は女子、下は男子。Report 1993 : 2, p 104, Tab 25

第5表　学校別生徒層の特徴（男子・尺度値）

中学校	A	B	C	D	E	F	G	H
社会経済的地位	1.42	2.63	2.46	3.21	2.39	3.01	3.53	3.83
家族の数	4.16	4.09	3.40	3.34	3.86	3.96	4.00	3.96
離散家族	.42	.26	.44	.47	.24	.29	.30	.21
移民家族	.69	.45	.29	.26	.24	.21	.19	.19
家族相互作用	2.21	2.78	3.28	2.62	2.38	2.31	2.26	1.98

Report 1993 : 2, p. 111, Tab. 29

れる非行（Common deviancy）と重大な非行（Serious de-viancy）の二個であるとされている。

以上の結果を基にして非行尺度の作成が試みられているが、著者が非行行動について得た仮説は、

一、非行の形式の相違は相互に関連しており、個人ごとの冒険、低い自己統制、我慢できないことのあらわれ、

二、多くの非行行動に共通の予測因子がある、

三、これらの予測因子は、認知的、行動的及び文脈的な特徴を持っている、ということである。

五　学校の文脈と非行行動

ここでは共通非行及び重大非行の二種について、個人及び学校という二個の文脈の影響が考察される。

前述の八個の地域の中学の非行の相違が非行尺度〈共通非行及び重大非行〉の数値によって示され、次いで、個人的特徴が両親の社会経済的地位、家族数、離散家族、移民家族、及び家族間相互作用に分けて示されている。そして、この両者の相関〈**第四表**〉が計算され、更にこれらの変数の非行への影響を計るために重回帰分析がなされてい

る。結果は、離散家族と家族内相互作用が非行と最も強い関係を有していたとされる。

この家族の影響を統制することによって、著者は学校という文脈の非行への影響を統計的に計算しようと試みている。その結果が**第五表**である。文脈的特徴に学校ごとの相違のあることは明かである。また、非行行動及びその説明因子についても相違がある。

著者は、生徒層の構成、校内の相互作用、及び学校の非行度について、非行行動との関連を統計的に分析し、学校の非行度が個人の非行行動に対して有意味な影響を及ぼしているとの結論を得ている。全体的にみた場合には家族間相互作用の低い生徒が非行度の高い学校に通学する場合に文脈としての学校の影響が最大になる。

六　要約と考察

考察の部分で著者は以上の結果に基づいて社会的資本の豊かな両親が子と権威ある関係をたもつとき社会的資本の豊かな子が育つという図式を示す[13]。ここで権威ある関係とは積極的な支持とバランスのとれた統制を意味する。そして、教師、校長、両親、生徒間に社会的及び認知的活動の面でコミュニケーションとフィードバックとがあれば学校は変化するとみる。著者の提唱する学校に基礎を置いた非行防止プログラムの中核は、両親及び地域を教育活動の中に巻き込むことである。

Ⅲ　司法部関係職員への粗暴行為

Våld mot befattnigshavare inom rattsvasendet, PM 1993 : 1.

Ⅳ　盛り場、競技場及び公共交通機関での粗暴行為

Våld i nojeslivet, vid idrottsevenemang, och på allmanna kommunikationer, PM 1993 : 2.

この二つの報告書はともに粗暴行為に関する一連の調査の一部である[14]。前者は、公務員に対する犯罪を扱っており、裁判所、検察庁、執行官事務所、税務署、及び矯正・更正保護並びに社会保護及び医療保護の関係部署及び職員への粗暴行為が調査の対象になっている。ただし、警察官についてはその職務の性質から調査の対象から外されている。後者は盛り場などでの粗暴行為が対象で、レストラン、街頭や広場、公共交通機関、及び競技場における粗暴行為を扱い、対策を提案している。

提案は、後者の場合ＴＶ機器による犯行機会の監視と犯罪歴ある者と少年という犯行への傾向を持つ者への働きかけである。関係者の協力を求める。一方前者では、事件の発生状況と事務所の技術的防犯措置とに正しい注意を向けることを求めている。特に、危機的な状況にある対象者に対する適切な応接の方法を職員が学習することの重要性が指摘されている。

V 拘禁刑の執行

Verkställighet av fängelsestraff, SOU 1993：76.

この報告書は現行行刑法[15]の包括的な再検討のための審議会である「拘禁刑調査会」の主要答申である。

政府の調査会設置の指示の内容は、

一、将来適用されるべき施設収容の原則

二、通常の行刑事務をこの原則に適合させること

の二点である。精神障害受刑者〈犯罪者〉の処遇については、[16]一九九二年に施行された精神医学的強制保護に関する法律(補注1)〈LPT〉との関連に特段の考慮が必要だとされ、最終答申に持ち越された。

右記の政府の指示に基づいて調査会は、現行の行刑法の改正草案をまとめている。全文七八条の草案の内容は原則的には現行法の内容を引き継いでいるが、法律の名称を拘禁の執行を直接的に表現する「拘禁刑の執行に関する法律(Lag om verkställighet av fängelsestraff)」と変更することを提案している。

一九七四年法で採用された常態化及び近接化の原則[17]は維持されるが、後者については人口過疎地域の問題、逃走傾向者、累犯者、薬物乱用者など特殊な問題から必ずしも維持できないとしている。また、中央——地方、及び閉鎖——開放という二つの軸による施設分類をやめ、閉鎖——開放を基本的な軸として施設分類を行い、特に閉鎖施設の一部を重保安施設とする施設体系を提案している。また、少年〈二一歳未満〉及び女子はそれぞれ分離して処遇される。少年の扱いについては、国連の児童権利条約の適用を留保し[18]、二五歳以下の者を同一施設に収容することも検討している。

草案の大きな柱は、施設内での薬物問題の解決で、金銭の所持、身体の捜索及び検査、重保安施設の設置などはこの問題と関わっている。また閉鎖施設では送付物、信書、面会の制限が厳しくなり、外泊にも制限が加えられる。施設を薬物汚染から解放し、受刑者の薬物離脱を援助しようとする。

懲罰に関しては、警告、刑期の延伸、賞与金の減額、施設外滞在の禁止、他施設への移送、居住房での独居など手段が考慮されている。

この答申には、法律の草案の全文を始めとして、提案の理由が述べられると同時に、一九九二年一〇月に釈放された一、〇〇〇人余の受刑者に関する実態調査の結果[19]が附され、併せて、国連の自由剥奪者保護の原則などが載せられている[20]。

VI 少年犯罪対策

Reaktion mot ungdomsbrott, SOU 1993：35.

スウェーデンの少年法制について筆者は過去二〇年以上にわたって関心を持ち続け、折りに触れて紹介を行ってきた。ここに紹介するのは、最近におけるスウェーデンの少年犯罪対策に

かかる政府の審議会の答申である。

一九九〇年六月に政府は、少年犯罪者に対する現在の法制度を検討し、一五歳以上の犯罪少年に対して公共が介入すべき方法と形式とについて提案を行わせるために、審議会の設置を指示した。[21] 名称は「少年犯罪審議会」である。

この指示の中で政府は、一九八〇年の社会福祉改革の少年犯罪者の処遇にとっての意義とこの関連での介入の方法と形式、社会福祉と司法の双方にわたる現行の制度の衡量について検討を求めている。具体的には、捜査、処分の決定、及び処分の執行の三場面での少年の合理的かつ効果的な扱い方の調査を命じている。現状では少年犯罪者の大半は罰金〈判決罰金及び略式命令〉又は社会サービス法の措置〈数でみるとほぼ同数〉を受けている。[22] また、少年には保護と援助が必要なだけでなく、迅速かつ明確な処分も必要とされている。新たな処分の形式が検討されるべきである。処分の決定者は現状では通常の裁判所の他社会サービス法の領域では州裁判所である。[23] デンマークで試験的に実施されている少年契約も考慮される。社会サービスと矯正保護とが分担している現在の処分の執行体制にも検討が求められている。

答申は一九九三年六月に提出された。ここには一五の関連法令の部分改正の提案が含まれている。主だったものを摘記する。

基本提案は、犯罪で起訴された二一歳未満の被告人を裁判所が直接社会サービス領域の一二条ホーム[24]に送致できる「特別監督」という独立した制裁を設けることである。このために刑法に三二章を新設すると同時に、これに伴う技術的な改正を提案している。

訴訟法では下記の改正が提案されている。

二一歳未満の被告事件の地方裁判所及び高等裁判所における審理には常に参審員が参加する。一八歳未満の被告事件では判決は公判又は特別審判で言い渡される。

犯罪の捜査の段階で一八歳未満の者を身柄拘束する場合、拘置所でなく一二条ホームに収容することを原則にする。裁判所が拘置所に少年を収容しても検察官はそれを一二ホームに収容変更できる。

事件の迅速処理のため一八歳未満の者の被疑者の捜査に時間的制限を設ける。

少年違反者に対する特別規定では、検察官の起訴放棄に関連して、社会福祉委員会からの情報の取得を原則とし、取得を不要とする場合を定めた現行法の規定を削除し、更に、起訴放棄の決定を検察官が少年に面前告知することと、告知の場に社会サービスの代表者及び保護者を在席させることを提案している。

公判の際の保護者の権利を明確にし、期日の通知、出席、取調べが提案されている。

警察に少年事件専門部を設けることも提案されている。

答申は二部よりなり、第一部は主要部分、第二部は少年犯罪の社会学的分析と国際比較研究である。第二部の著者はストッ

クホルム大学犯罪学研究所のサルネッキ教授である。第一部は大部の報告書で付録を併せて全文六〇〇頁弱のものである。従ってここにその全体を紹介することは不可能であり、簡単であるが以上の大略にとどめておくことにする。(補注2)

ただ残された重要な問題は一五歳未満の者の非行に関するもので、スウェーデンでは刑事責任年齢の関係から一五歳未満の者の触法行為については一切統計がなく、その実態は不明になっている。今回の政府の指示では、この点の調査も行う必要があろうとの指摘があるが、審議会は、別問題としてその処理を将来に残している。(25) むしろ、刑事法的処理についての提案だけが表面に強く出ており、社会サービス領域からの提案の色合いは弱いように思える。(26) この点の動きに関心をとどめておきたい。

Ⅶ 精神医学、強制及び法律

Psykiatrin, tvånget och lagen (av Lars Gronwall & Leif Holgersson), 1992.

スウェーデンの精神障害犯罪者の取扱はこれまで閉鎖的精神医学的保護の準備に関する法律〈略称LSPV〉によって行われてきた。この法律が一九九一年に廃止されて、新たに精神医学的強制保護に関する法律〈略称LPT〉が制定された。本書はそのコンメンタールである。

ここでは本法の制定に至るまでのスウェーデンにおける精神科医療の法律的規制の歴史についての記述を紹介することにしたい。

中世まで病院は修道院〈教会〉に付属するものであった。グスタフ・ヴァサの時代、その宗教改革によって修道院は解体され、教会ともども国に所属するものになった。病院も修道院の手を離れ、コムーンにその管理が移った。当時の病院は、あらゆる種類の病人の他貧民をも収容していた。治療可能な病人を収容した病院(lasarett)は、一八世紀の末に姿を現している。一方ホスピタルは治療不能の病人など邪魔で危険な者を人々から隔離する目的で用いられていた。この二つの流れはある範囲で二〇世紀まで続いているとされる。

一八七七年にホスピタルは「健康評議会」(Suudhetskollegiet)に移された。これは公の医療保護の、完全な知識に導かれた、平等で確実な管理に対する社会の要請に基づいたものという。(27) そして同時に保護施設、病院、施療院、法医学に関する事件の監督機関として医療庁が設置された。

精神科医療の転換点は一八二三年の病院組織の改革であった。これによって全国に八個の大病院が設置され、それに伴って精神科医療保護が確固として組織され、また専任の医師が配置された。ヴァドステーナに一八二六年に初めて設立された最初の中央病院の医師エングストレーム(Georg Engstrom)とストックホルムのダンヴィーケンの医師ソンデン(Carl Ulrik Sonden)がその後の発展に大きく寄与した。ソンデンはピネル(Pinel)の影響を浮け、精神病を宗教から解放し、病気とみなした。彼

のとった治療法は独居であった。療養施設収容そのものが治療法であり、衣類、食事は充分に支給されるべきで、施設の収容者は乞食とは別のものであった。

この当時の施設での処遇を特徴づけるものは、労働、秩序、服従、清潔、神への畏怖であり、道徳的－教育的要素が強力であった。精神病院は多く刑務所を思わせるものであった。その根拠は独居と自由の喪失とである。刑務所も精神病院も独居の原則の上に成立していたのである。一九世紀は精神障害犯罪者を多く無罪とし、同時に保護命令を伴っていた。どちらの施設も閉鎖施設で、制服を着た監視職員とお仕着せを着た収容者とが相対していた。医師はいたが、数は非常に少なく、全国で一〇人程度であった。収容者の数は一八五〇年には千人強、一九〇〇年には四千六百人に増加している。

一八五八年の精神病者の保護に関する規則は、以上の考えに基づいたものであった。ソンデンはその立案者の一人であった。分離の思想には、病院が周囲の環境から孤立し、病人がその環境から分離されるという二面が存在していた。病院への収容〈入院〉に際しては危険性及び治療の必要が要件とされた。入院する権利のあるのは、治療の可能性があると信じられる患者、暴力的で信頼性のない者、法医学的検査を必要とする者、及び裁判所が送致した者であり、入院に当たっては、当事者からの申請書、牧師の証明、医師の証明、及び支払いに関する事情が必要であった。この他病院の職員、管理組織などが定められている。

この後治癒しない患者が増大し、一八七〇年には全国で九千人の患者がいたとされる。一八八三年の規則では治癒しない患者のためのアシュラム（Asyler）がホスピタルの他に定められた。アシュラムには精神薄弱者も収容された。

一八九二年に医師による入院命令の不当と自由侵害の事例が公表され、入院をめぐって議論が起こった。この時既に精神科の医師の判断のみで入院が決定されるべきか、自由剥奪の根拠を求めるべきかが争われたという。

スウェーデンで精神医学の教授職が初めて設けられたのは一八六一年で、初代の教授はエールストレーム（Wilhelm Ohrstrom）である。初期の精神医学では患者は穏やかさとハンブルな態度に欠ける者とされ、宗教的な一種の憑きものが精神病の重要な原因とみられていた。従って病院も社会秩序を維持するものとして刑務所のようなものであった。

精神病は脳病であり、社会的ダーウィニズムが支配的であった。クレペリンの診断体系が広く適用された。精神分析がスウェーデンで影響を持ち始めたのは一九四〇年代に、少年保護の領域においてである。スウェーデンに精神分析を導入したのはガイエルスタムとビェレ（Emanuel af Gaijerstam & Poul Bjerre）であり、その反対者はガデリウスとチンベリィ（Bror Gadelius & Olof Kinberg）とであった。チンベリィは、スウェーデンの最初の法精神医学の教授職に就任した人である。彼は、習慣

性の犯罪者は精神病者であると主張した。これは広い影響力を持ち、犯罪者を刑務所の代わりに精神病院に収容するところまで疾病概念が拡大された。

一九世紀にはまたホスピタルの内容も変化した。精神病を通常の体の病気と同一視するようになったことから独居室は大部屋の病室に置き換えられ、不断の監視と行動の報告が要求されるようになった。経理及び管理の体制も医療庁の統制の下で細かく規制された。精神病院の定員は一九〇〇年には四、六〇〇であったが、一九五〇年には二五、〇〇〇まで増加した。この原因の一つは精神医学と心理学の発達であるが、もう一つの原因は労働と住居に関して、産業化に伴う社会変動によって患者が病院の外で生活することが困難になったことである。更にもう一つの原因は急速な社会変動の圧力に直面して多くの人々が精神疾患者と定義されてしまったことである。

二〇世紀の初頭入院を要する精神疾患者の数は一四、八〇〇なのに、ベッド数は一〇、二〇〇に留まっていた。この不足をコムーン及びランヅティングが補うことになり、これらの施設への入院手続きが当時の規則では充分に規制できなかった。こうして、精神疾患者の保護に関する規則は一九二九年に精神疾患者法へと変化した。精神疾患者保護にあたっての個人の自由の侵害と公共に危険な精神疾患者の保安とが必要になったのである。

この時の改革で一九三一年よりホスピタルとアシュラムという名称は消滅し、精神病院(Sinnessjukhus)に統一された。そして、コムーン及び個人病院での保護が細かく規制された。しかし、病院での保護の必要性の概念は綿密に規定されたわけではなく、患者は自分の人格及び行動に責任をもち得ないものとされ、責任を果たす権利と義務とは医師と病院の職員とに帰属した。この権利は患者を保護の必要が存する限り拘束し、婚姻、後見、運転免許などについて患者を関係官庁に通告する義務をも含んでいた。

一方精神疾患者法により、退院に関する上級医師の決定に対して上訴が可能になり、患者はいつでも退院の問題を精神疾患委員会(Sinnessjuknämnde)に提出する権利を獲得した。

その他に精神疾患者保護の監督官が設置され、不必要な入院及び拘束が起きないようにした。

この法律は、退院委員会の設置を定めた一九四九年の改正及び自ら入院を望む者の入院に関する規定を定めた一九五九年の改正を受けて、三八年間効力を保った。

この間に病院数、ベッド数ともに増大し、国、コムーン及びランヅティングの関係は基本的には変化しなかったが、ランヅティングの役割が強化された。病院は社会から隔絶され、患者と職員ともに一般社会から隔離された状態になった。新しい治療法も導入され、インシュリンショックが分裂病に、ロボトミーが不安の強い患者に勧められるようになった。これらは人格変化を来すといわれ、一九五〇年代から使われなくなった。一九四

八年にルンドクヴィスト(Lundqvist)はベッド数の不足を問題にした。精神医学の組織も変化し、一九五〇年代にはSinnessjukhusは、Mentalsjukhusと名称が変化し、更に一九六〇年代にはPsykiatriskt sjukhusと変化した。自由意志による入院も拡大し、一般病院に付設されるものも設けられるようになった。これが精神疾患者法を問題視する大きな原因となった。

一九四九年に大都市に四個のクリニック、ルントとウプサラの大学に二個のクリニックが設置され、更に急速にすべてのランツティングにクリニックが設置されるようになった。精神病院が強制的拘束権を用いている一方で、これらのクリニックは完全な自由意志により保護を提供していた。そして、一九五〇年代の始めの薬物療法により治療法に決定的な変化が生じた。抗精神薬により病院の環境は変化したのである。患者の見方も変わり、個人が前面に出てきた。一九五四年議会は病院職員に二年間の研修を義務づける法律を制定した。こうして療養士、心理士、作業療法士が新たに生まれた。これらが閉鎖的精神医学的保護の準備に関する法律〈LSPV〉の制定を導くことになったのである。

LSPVを提案した精神疾患者法委員会は、その業務を一九五四年に開始した。委員会は、制度の全面的な検討を行い、一九六四年に新しい精神疾患者保護法案(Mentalsjukvårdslag)を作成した。しかし、議会は一九六七年に精神医学的保護のランツティング移管を議決したため、この法案は再検討を余儀なくされ、一九六六年にLSPVが提案され、一九六七年より施行されたのである。

LSPVの提案の基礎にある思考は、精神科医療は身体医療に近いものであること、その法制度も身体医療の法制度とは別物ではないこと、身体医療保護の規則は精神科医療にも適用されること、身体医療保護が病院に治療を求めてきた者との個人的同意に基づくように精神科医療も同様な前提をとること、ただ身体医療には強制的保護に関する規則が存在しないことから、強制保護について特別法を必要とすることであった。その他病識のないこと、診断基準の作成、入退院手続き、法的安定性の確保、が問題とされた。(補注3)

【精神疾患犯罪者の問題】

一七三四年法は精神疾患者の犯罪の責任はその保護者にあるとしていた。しかし、親族が保護者として指名されることは稀であったという。精神病者は責任無能力とされるのが普通であった。一九世紀には、無罪判決に保護命令がともなった。処罰する代わりにホスピタルに収容するのは精神疾患者保護の進展と歩調を合わせていた。ただ保護の内容には裁判所は関与せず、医療保護機関が内容を決定していた。

一八一一年に設置された法律委員会の調査活動は一八六四年の刑法を生み出したが、その基本思想である古典的刑法理論は、啓蒙期の同一の犯罪には同一の刑罰の原則と道義的宗教的原理に基づいた正義の実現が刑事司法の使命と考えることとであっ

た。被告人は、責任能力者と責任無能力者とに分けられ、疾病又は老齢のため理性の使用を奪われている者は刑事責任がないとされた。

一九世紀の末の実証主義学派の影響の下に刑罰の語が制裁の語によって置き換えられるようになった。法精神医学の最初の教授であるチンベリィの指導の下にスウェーデンでは法精神医学的調査の手続きが始まり、すべての犯罪者にこれを適用することが提案された。刑法五章五条の無責任の規定は精神病者に限定される一方で、五章六条の限定責任の規定は精神病質者及び知能低格者に適用された。この制限的な実務にチンベリィらは批判を加え、五章六条適用者の大部分は社会的に危険な受罰能力のない者で長期の収容措置を必要とすると主張した。かくて、精神病質者は五章五条の適用を受けることが普通になった。また、一九二七年以来保安監置に関する法律によって五章六条適用者を保安監置に付すことが可能になった。現行刑法典の制定直前五章五条は精神病、白痴、痴愚の重い者及び重い精神病質者に、五章六条は魯鈍、軽い痴愚及び多くの精神病質者に適用されていた。

法精神医学的調査は精神疾患者法の制定以後急激に増加した。一九四六年にはいわゆる精神病と同視し得る異常状態の概念が導入された。この時期チンベリィらが指導的立場にあり、それをシュリィターが支持していた。シュリィターが議長を務める刑法調査会は、一九五六年に保護法草案を提出し、刑罰と保護措置との間に原理的相違はないとまでいいきり、保護法草案からは刑罰の文字は消えていた。しかし、立法顧問院のレミスは刑罰の語の廃止に反対したため現行刑法典の提案では刑罰の語が用いられている。しかし、現行刑法典の採決の際責任能力に関する基本的な議論はなされなかった。

本書は、この後更に現行刑法典の制裁体系と新古典派の主張について述べるがそれについては省略する。精神疾患者に対して適用される制裁は、特別保護への引渡し、保護観察、条件付判決、又は罰金である。拘禁を科すことはできない。刑法典とともに精神疾患犯罪者に対する無罪が廃止されたのは重要な一歩とみるべきものであった。(補注4)

新古典派の主張とともに精神医学的保護への引渡しの数は減少している。

[LSPVの施行後]

疾病概念の困難が最初に触れられている。精神病の宗教的説明から疾病概念への変化は人間性からみて大きい進歩であったが、それは今日まで生物学的に把握されている。しかし一般の人々のもつ概念は別のもので、病気以上の内容をもっている。精神疾患者法委員会は強制的保護の根拠としての疾病概念を求めていた。精神病(Psykos)と精神疾患(Sinnessjuk)とは重なり合うが精神病は使用できない。委員会は、psykisk sjukdom を psykos, neuros, insufficienstillstand を包括するものとして選んだ。

次に、法的安定性の問題が重みを増してきた。疾病概念が解決しても、患者はその意に反して強制的保護の対象になる。強制的保護は自由の剥奪と解される。一九二九年以来の決定に対する上訴制度が強化され、医療庁に対して患者は直接不服申立ができた。一九三〇ないし四〇年代に裁判所による入院決定の増加したとき退院決定委員会が設置された。精神疾患者法委員会が設置されたとき法的安定性の問題が前面に出た。更に一九七四年の基本法の改正は個人の自由と権利の保障を強化し、自由剥奪だけでなく強制のための医学的影響も制限されることになった。これは、強度の精神病患者にも妥当するのである。

一九六〇ないし七〇年代には精神疾患の伝統的定義は歴史的に条件づけられ、社会構造により変化すると主張され始めた。批判的精神医学、反精神医学の出現である。これと平行して治療コミュニティの観念が形成された。キーワードは自発性、共同、社会訓練、民主的で分権化した決定、及び伝統的な医師と患者の役割関係の破壊である。この関連でホーカンソン（Kaj Håkansson）は宗教の役割の衰退した社会で精神医学と心理学の役割がそれを補充していると主張した。この議論は北欧の医学―社会学的伝統と結合した。オーベール（Wilhelm Aubert）とクリスティ（Niels Christie）とは社会における疾病概念の適用と利用のメタ社会学的機能を示した。ホーカンソンらの地域精神医学の主張からみれば、健康保護は市民へのサービスを越えて社会統制の性質を帯びる。非施設化の動きもここから生じている。この動きに対してクルベリィ（Johan Cullberg）の批判が紹介されている。

患者団体の組織化と活動が一九六〇年代より活発になる。特に、社会的・精神的健康のための全国組織（Riksforbundet for Social och Mental Halsa）の活動が述べられている。RSMHは患者らの経験を基礎にLSPV及び精神医学的保護を激しく批判した。RSMHは一九八〇年にこの状態をヨーロッパ人権裁判所に提訴した。RSMHの活動により一九八九年に禁治産宣告が廃止された。また社会福祉審議会[28]に代表を送り込み、精神医学調査会にも参加している他、積極的にレミス意見を提出している。

現行の社会サービス法制定後設置された社会福祉審議会に精神医学的強制保護立法の再検討が追加諮問された。審議会は入院措置が入院か放任かの二者択一を改め、開放治療の充実でその境界をぼやけさせた。薬物治療の導入で一般疾病との境界も低くなり、両者の原理は同等との基本思想が取られた。同時に施設の有害な効果も議論された。病院の規則体系が患者の自律性を奪うとされた。精神医学的問題に対する社会心理学的思考方法が生まれ、精神医学が単独で社会の批判に耐えることはできなくなった。精神障害[29]の発生には生物学的、心理学的、社会学的要因が重なっている。これは精神療法の発展を導いた。精神病院の力はゆっくり失われつつある。

一方強制に対する見方も変化した。LSPVにおいては強制

はシステムの当然の一部であった。審議会では強制の役割が論じられ、一般の疾病との質的な相違を認めて精神的疾患に換えて、重大な精神障害の語を用いることとした。これは精神障害の力動性を示している。審議会の観点の重要性は、保護の緊急の必要性[30]を強制的保護の要件としたことである。これは、段階的な施設化を意味する過去の要件の対極にある。

審議会は強制を強制措置〈自由剥奪〉と強制下の治療に分けた。審議会は強制措置の地域差に注目し、これが古い精神病院と結合していること、LSPVに定める再診断の制度が実施されていないことを発見した。一九八三年に再診断が強化され、強制的入院患者の数は減少した。ここで問題になるのは重大な精神障害の判定であり、この判定が裁量的になされるところから裁判所の関与が統制作用として必要になる。患者の最善であっても自由の剥奪は患者に苦痛なのであり、患者の人生を左右するものなのである。

患者は自由に診療を求めてくる者と強制によって治療を受ける者と分かれる。過去の精神病院は共同と交流のためでなく、秩序と統制のために建設された。病院には職員と患者がいる。一方は健康で他は病人である。しかも権力関係がある。強制入院では患者の人格の統合が脅かされる。ここに法律的判断の介入が問題とされ、裁判所の審査[31]が厳格になっている。

新しい法律〈LPT〉は、基本法の原則[補注5]、「人は自由をもつ」「人は責任を有す」「人は創造し、資源と可能性を活用する」「人は自分の周囲に依存し、同時に責任を有する社会的存在である」という人間性の価値に基づく一九八三年の医療保護法に従うものである。精神障害犯罪者についてはLPTとともに、法精神医学的保護に関する法律が制定されている。この法律は、裁判所がこの保護を命じる決定をした者、法精神医学的調査のための施設に勾留、拘置又は収容されている者、及び矯正保護施設に収容又は移送されるべき者に適用される。LRV[32]と略称されている。

今度の改正で精神障害犯罪者に関する法律は一般の精神障害者の強制措置に関する法律と分離された。これが施設の分離に及ぶのかどうか、関心を深めてみていきたい。

Ⅷ 刑法第三篇

Brottsbalken Del III(25-38 kap)(av Ulf Berg, Anita Werner, Nils-Olof Berggren, Dag Victor, Johan Munck & Claes Örn), 1994.

刑法第三篇のコンメンタールの第四版である。第三版が出版されたのが一九八五年であるから十年ぶりの改訂版ということになる。収録されているのは、刑法第三篇第二五章から第三八章までの犯罪に対する制裁に関する部分である。一九九三年一一月一日現在までの規定及び判例が含まれている。

第三版との大きな違いは一九八八年の改正[33]が含まれているこ

とである。この改正で量刑と制裁の猶予、及び制裁の選択に関する規定が二九章と三〇章に置かれた。また、軍人の懲戒罰に関する規定は一九八六年に廃止され、この版には含まれていない。拘禁の仮釈放に関する二六章六条ないし七条の規定は一九九三年の改正に基づいている。

この改正にいたる経過を知らせるものは、一九七九年に設置された拘禁及び施設内矯正保護に関する委員会の主要答申(SOU 1986: 13-15)である。[34]

特別保護への引渡しについては本稿で別に述べているようにLSPVの廃止とLPT及びLRVの制定[35]に基づく変更が含まれている。また、刑法典以外の法律で本書に含まれているものは、社会奉仕命令に関する法律、民族殺人の刑に関する法律、罰金刑執行法、刑期の計算に関する法律、施設内矯正保護に関する法律、一般刑事登録に関する法律、刑罰の執行に関するデンマーク、フィンランド、アイスランド及びノルウェイとの協力に関する法律、刑事判決の執行に関する国際協力に関する法律、訴訟法二〇章七条ないし七条B、少年法律違反者に対する特別規定、刑事訴訟事件における人格調査に関する法律である。

法精神医学的調査に関する法律は、前記のLPTに関する著書の中に含まれている。同時に参照すべきものであろう。

IX 福祉社会における受刑者

Fångarna i välfärdssamhället (av Leif Svanström, Stig Ahs & Leif Stenberg), 1992.

本書は[36]、カロリンスカ研究所の社会医学研究所に対してフォルクサムからなされた委託研究の報告書である。研究の目的はスウェーデンの福祉社会の中に残存する貧困と窮乏を描き出すところにあり、福祉社会から疎外されている者としての犯罪者、薬物乱用者及び売春従事者が本書の中で扱われている。内容はルポルタージュを基本として関係者からの聞き書きに客観的な資料を附加するという形式になっている。著者は上記の社会医学研究所の教授、ジャーナリスト及び社会学研究者のチームである。

X 犯罪、刑罰及び矯正保護

Brott, straff och kriminalvård (av Thomas Ekbom, Gunnar Engström & Birgitta Göransson), 1992.

本書の著者はいずれも矯正保護の職員である。一人はストックホルム地区の研修部門の長、一人はストックホルム地区の矯正保護の責任者、一人は心理士である。

内容は二六の小項目について最大一〇頁前後の説明がなされている教科書的な雰囲気をもつ書物である。目次を拾ってみる

と、逸脱行動とは、犯罪と犯罪の趨勢、刑法理論、犯罪と矯正保護の間、制裁体系、スウェーデン以外の国の代替的制裁、刑事政策、薬物と犯罪、少年と犯罪、犯罪における性差、移民と犯罪などである。最後に改善の見込みのない保護の対象者が四〇歳を過ぎてから社会復帰を果たした事例の紹介があり、職員の努力を評価する記事が書かれている。

XI　クロニクル

一　スウェーデン〈一九九三年〉

一九九三年春の議会で傷害、脅迫、公然わいせつなど一部の犯罪の法定刑が引き上げられた他、無許可の銃器所持を減らすために一定期間警察に銃器を届けたものの無許可所持の責任を免除する法律が成立した。

軽い薬物犯罪の規定が精密になり、自己使用の場合にも罰則が導入された。矯正保護領域での薬物統制の可能性が増加した。

仮釈放の条件が変化した。刑期二分の一での必要的仮釈放が廃止され、原則は刑期三分の二に延期され、仮釈放が裁量的になり、個別に審査されることになった。仮釈放の延伸の審査にあたり、対象者の社会適応の要件の存否が釈放条件、対象者の施設内の行動、その他の個別の状況にてらして特に好ましくないかどうかを考慮することになった。長期受刑者については特別な規則が設けられた。特に重大な犯罪で二年以上の拘禁に処された者の場合、その者がその種犯罪の再犯の危険があるならば、刑期の三分の二を過ぎなければ仮釈放されない。二年以上の刑期の者のその他の場合にはそれより以前に仮釈放されるが、二分の一を経過する以前には仮釈放できない。一年以上二年未満の場合には、特別な計算根拠によって仮釈放の期日が決定される。

社会法の領域では、児童オンブズマンに関する新しい法律が施行された。その他、社会サービス法の改正により一二条ホーム〈日本の教護院に相当する〉及び薬物乱用者のための収容ホームの管理が地方から国に移管された。移管は一九九三年七月一日より実施されている。〈SvJT の記事による。〉

二　ノルウェイ〈一九八七～九二年〉

八八年の夏から秋にかけて刑務所からの逃走事故、特に長期受刑の薬物犯の逃走が問題にされ、女性刑務官殺害事件もあって、外泊等の制限の法改正の他、逃走危険者及び薬物関係受刑者向けの保安施設の新設が行われた。

八四年より実施されていた社会奉仕命令が八七年より適用範囲が全国に拡大され、同時に刑法上主たる刑に格上げされた。時間は一年につき二四〇時間から三六〇時間に延長された。対象者も増大して九一年には七六〇人に達している。

紛争処理委員会の活動が法律により定められた（Lov om medling i konfliktråd av 15 mars 1991)。

九二年春新しい犯罪に関する国の調査報告書「犯罪との闘争」が発表された。オスロの警察学校の組織替えが進行中で、研究

を含めた内容の高度化が計られている。

女性犯罪学がたゆまず続けられ、売春、女性への暴力、エイズなどの研究が行われている。経済犯罪についてはStudie i Økonomisk Kriminalitet (Johansen eds 1991) が発表された。法社会学研究所からはマティエセンのアボリショニストの立場からの論文が出版された。クリスティーは「施設と孤独をのりこえて」を出版。その他多数の出版物の名があげられている。

犯罪学及び刑法研究所の最大の変化は、大学の機構変更により、刑法部門が一九九一年に犯罪学のセクションから公法のセクションに移動したことである。

刑法及び刑事訴訟法の領域では、一部の自動車の運転による業務上過失致死事件で陪審が刑法上の過失殺人については無罪とし、道路交通法により軽い刑罰を科している。八八年に処罰強化のため規則が変更され、自動車による致死傷については過失致死又は重過失傷害が適用されることは疑いない。家庭内での傷害事件は無条件で起訴される。九二年には児童に対する性的虐待の刑が厳しくなった。その他性犯罪の刑罰の上限が引き上げられている。

八八年に刑事訴訟事件における被害者の地位を調査するための委員会が設置され、九二年に報告書が提出された。被害者の地位の強化が提案されている（NOU 1992: 16)。

酒気帯運転の刑罰の強化、薬物の受領犯罪の拡大と刑罰の強化、薬物犯罪捜査における警察の電話傍受の立法化がなされ、九二年にはドーピングについても刑事罰が定められた。

経済犯罪の領域では、詐欺、インサイダー取引、脱税などについて法改正があった。八九年には経済犯罪専門部が検察内に設置されている。経済犯罪と環境犯罪とを所管する。

その他の記述は省略するが、八〇年に設置された刑法改正委員会の審議は継続中で、九〇年に保安処分の廃止、有責の危険な犯罪者に対する不定期刑の導入及び責任能力を欠く犯罪者の強制措置入院を提案している他、九一年に刑法の総則部分の草案が発表されている。現行刑法に比して急進的な改正提案はないとのことである。

訴訟法では、二審制を原則とし、地方裁判所(Lagmannsretten)における陪審制度を廃止する案を検討する「二審制委員会」が九〇年に発足している。職業裁判官二人と参審員三人で構成する参審裁判所に換えることが問題になっている。

矯正・更生保護関係では、この領域の研究グループの設置が報告されている。監獄学、逸脱社会学／犯罪学的問題設定がなされている。その報告書が一覧表的に述べられている。〈NTfK の記事による。〉

三　フィンランド〈一九八二～九二年〉

刑法の全面改正は二〇年以上にわたって継続されているが、当初の包括的な単一法による改正が放棄され、三段階にわたる段階的改正が考えられている。

第一段階は一九八九年に実現し、改正法は一九九〇年一月一日に施行された。最大の改正点は三月未満の拘禁刑は常に日数で言い渡すことで、これにより裁判官は刑期を月数で言い渡すよりも綿密に考慮することができる。

第一段階の改正は各則部分では、伝統的な財産犯罪〈窃盗、横領、器物損壊など〉、いわゆる市場犯罪〈詐欺、偽造など〉、及び現代的な経済犯罪〈租税犯罪、補助金犯罪、マーケティング犯罪など〉について行われた。経済犯罪の部分では多数の犯罪が特別法から刑法の中に取り入れられた。一般的に刑罰の強化の方向が取られている。

第二段階の改正では草案が成立している。重点は各則の改正にあり、人道に対する罪、反逆罪、民主主義に対する罪、生命及び健康に対する罪、自由に対する罪、公共危険罪、情報及び通信に関する罪などを含んでいる。草案は現在レミス手続き中であり、その後に議会へ提出する完全な立法提案が作成されるが、現在議会への提出はなされていない。その原因は、労働犯罪など政治的論争のあるものについて政権政党が検討していることと、ECへの加盟にかかる立法事務で多忙な議会の負担を増加させない配慮である。

第三段階の重点は、総則部分及び制裁体系である。ここでは指導者のグレンクヴィストが引退して、コスキネン（Pekka Koskinen）に交替した。未遂と共犯を扱うグループ、制裁体系を扱う三個のグループ〈社会内処遇、少年、拘禁及び罰金〉、及び改正がなされていない各則の個々の行為を扱うグループが活動している。

刑法の部分改正については、犯罪の競合、刑法の適用範囲〈管轄〉、特別な地位にある者〈公務員など〉の犯罪、国連の拷問その他残虐な扱いを禁止する条約批准にかかる改正、がおこなわれている。薬物犯罪では、薬物の使用を可罰的とするか否か議論がある。政府は可罰的としており、従ってそのため譲受も犯罪となる。法定刑は警察活動との関係で二年以下の拘禁を外せないようである。この法定刑の定めのある犯罪について警察はすべての訴訟法上の強制処分を使用できる。この他マネーロンダリング、酒気帯運転の改正について紹介されている。

〔犯罪に対する制裁に関する改正〕

制裁の猶予は、警察の不送致終結、検察の起訴猶予、裁判所の宣告猶予で行われているが、この制度は拡大の傾向にある。一九九一年には一八歳未満の者の犯罪について起訴猶予と宣告猶予の可能性が拡大した。これらの決定は終局判決と同視されるとするのが支配的な解釈である。その場合被告人は有罪の認定について裁判所の審理を求めることができるとされ、検察官に裁判所の審理を請求することが義務づけられる。又検察官が猶予の決定と同時に警告することも定めている。

仮釈放に関する規定は時代遅れといわれ全面改正の対象になっているが、部分的には一九八九年の改正で仮釈放の前提になる受刑の期間を改正し、一施設で一四日経過すれば仮釈放が可能

になり、仮釈放中の条件違反で再収容された者も新しい刑期の半分又は三分の二をすぎ、かつ残刑期の一月を過ぎた時点で仮釈放が可能になった。一方必要的仮釈放は廃止された。最短の試験期間は三月で、最長は三年である。実務の運用についての報告がのせられているが省略する。

条件付拘禁及び仮釈放に付された者の保護観察については一九八〇年代から続いている検討作業が報告されている。特に保護観察が警察官によっても行われている点の改革が問題になっているようである。

条件付拘禁は一九七六年に改正があったが、現在その改正が必要とされている。改正の主眼は少年を実刑から救うことにあり、行為時一八歳未満の者を原則として実刑にしない法律が一九八九年に成立した。この法律の施行前一五～一七歳の少年が毎年約四〇〇人実刑に処されていたが、改革後は減少した。しかし一方何回も再犯と条件付拘禁判決を繰り返していた少年が最後に実刑になったとき、その服すべき刑期は非常に長いものになる不都合も生じている。

社会奉仕命令は一九九一年一月一日より実験的に三年間の期限付きで導入された。結果は好評で、実験の期間、地域とも延長、拡大されている。内容は、八月以下の実刑判決の代わりに裁判所が言い渡す刑罰で、裁判所はまず定期の実刑を言い渡し、それを一定時間の社会奉仕命令に変換するのである。変換表がある〈**第六表**〉。要件は、被告人の個人的状況及び特性がこれに適していて、かつこの処分に同意することである。運用上は、重大な酩酊運転に多く用いられている。少年には適用されず、二一～二九歳の者に多く適用されている。命令の執行は矯正保護団体が行っている。時間表と条件の書かれた計画表に従ってコムーンの老人や身体障害者のサービスに従事している。重大な条件違反では実刑に戻されている。

その他の自由刑の代替処分として、週末拘禁などの処分が検討されている。

ここには以上の他、執行に関する国際協力、秩序罰、企業罰金、少年に対する処分、執行に関する国際協力などが含まれ、更に下記の事項の報告があるが、省略する。

◇刑事訴訟手続に関する規定の改正
◇刑事損害賠償に関する規定の改正
◇矯正保護及び刑事政策上の事項〈NTfK の記事による。〉

四　EC

刑事法の領域では下記の条約が摘記されている。

ヨーロッパ犯罪人引渡し条約
刑事判決の国際的認知に関する欧州条約
刑事訴訟事件の移送に関する欧州条約
テロリストに関する欧州条約
個人による火器の取得及び所持の統制に関する欧州条約
有罪判決を受けた者の移送に関する条約
人身犯罪の被害者への補償に関する条約

犯罪による利得の洗浄、捜索、押収及び没収に関する条約

以上の他欧州委員会は一一の条約を刑事法の領域で作成している。また多数の勧告〈例えば、児童少年の性的虐待、司法領域でのDNAの活用、社会奉仕命令、制裁の選択など〉が出されている。それぞれに説明があるが省略する。〈NTfK の記事による。〉

第6表　社会奉仕命令変換表

拘禁日数	奉仕時間数
14日	20時間
30日	30時間
60日	60時間
6月	160時間
8月	200時間

NTfK 80-2, p. 140

注

〔以下の注において「概観」は「スウェーテン犯罪防止委員会報告書概観〈一九八一～一九八七年〉慶應通信、平成元年」を指し「概観〈年度〉」は、その後に法学研究に発表した同名の資料を指す。即ち、〈八八～八九年〉は法学研究六四巻三号、〈九〇年〉は同六五巻七号、〈九一年〉は同六六巻四号、〈九二年〉は六七巻五号をそれぞれ指している。〕

(1) W. S. Robinson: Ecological Correlations and the Behavior of Individuals, Am. Sociological Review, 15, 1950.

(2) M. R. Gottfredson & T. Hirschi: A General Theory of Crime, 1990.

(3) J. Braithwaite: Crime, Shame and Reintegration, 1989.

(4) Per-O. H. Wikstrom: Urban Crime, Criminals and Victims: The Swedish Experience in an Anglo-American Comparative Perspective, 1991 etc.

A. E. Bottoms et al.: A Tale of Two Estates, D.Downes(ed): Crime and the City, 1989 etc.

(5) A. Giddens: The Constitution of Society, 1984 etc.

(6) U. Bronfenbrenner: The Ecology of Human Development, 1979.

(7) Harvard School of Public Health: Program on Human Development and Criminal Behavior, 1993.

(8) References には記載されていない。

(9) 一は序論である。

(10) Report 1993: 2, p. 15.

(11) Ibid., p. 49. 関連する研究中筆者が目にしたのは次の通り。概観一一一頁、一六四頁、一七五頁、概観〈九〇年〉八五頁、概観〈九一年〉九三頁参照。

Per-Olof H. Wikstrom: Everyday Violence in Contemporary Sweden, NCCP Report No. 15, 1985.

Per-Olof H. Wikstrom: Brott och stadsmiljo. Brå rapport 1987: 3.

Per-Olof H. Wikstrom: Project Metropolitan 24, Stockholm univ., 1987.

Per-Olof H. Wikstrom: Brott och åtgarder mot brott i stadsmiljon, Brå rapport 1990: 5.

Per-Olof H. Wikstrom: Crime and Measures against Crime in the City, NCCP Report 1990: 5.

Per-Olof H. Wikstrom: Sociala problem, brott och trygghet, Brå

rapport 1991: 5

(12) K. G. Joreskog et al.: LISREL Vi: Analysis of Linear Structural Relationships by Maximum Likelihood, 1985. etc.

(13) 権威的（authoritative）、権力的（authoritarian）ではない。

(14) 「概観〈九二年〉」一二二頁参照。

(15) 宮沢・坂田「一九七四年スウェーテン行刑法」、監獄法改正資料一一〇号、昭和五〇年。

(16) Lag (1991: 1128) om psykiatrisk tvångsvård. 本稿一一四頁参照。

(17) 坂田「スウェーテン社会福祉新立法」、家庭裁判月報三三巻一一号一六三頁参照。

(18) 児童権利条約は児童を一八歳未満と定義している。従って日本同様一八歳以上の者を対象に含んでいるので留保は当然のことになる。

(19) SOU 1993: 76, pp. 529 ff.

(20) SOU 1993. 76, pp 489ff.

(21) Dr. 1990: 53

(22) SOU 1993: 35 Del A, p. 577.

(23) LVU〈少年の保護に関する特別規定〉四条。

(24) LVU一二条。坂田「スウェーテン社会福祉新立法」、家庭裁判月報三三巻一一号所収参照。ただし、旧法である。新法は一九九〇年に制定されたもので、この邦訳は存在しない。なお、一九九三年より一二条ホームの管理は国に移され、社会省に施設庁が新設された。「概観」一四三頁、本稿一一六頁参照。

(25) SOU 1993: 35, p. 4 cf.

(26) 社会サービス法の改正提案はなく、またLVUについても一二条ホームにかかる二ヵ条たけの改正か提案されているにとどまる。

(27) Hospital, Lasarett, Kurhus, Rattsmedicin

(28) Socialberedningen, Socialutredningen とは別。

(29) psykisk storning.

(30) akuta behovet av vård.

(31) Lagen om psykiatrisk tvångsvård, SFS 1991: 1128

(32) Lagan om rattspsktatrisk vård, SFS 1991 1129.

(33) 坂田「スウェーテン一九八八年の刑法一部改正について」、八木國之先生古稀記念論文集、法学書院、平成四年。

(34) 坂田訳「現行制裁体系を改正すべき理由」法学研究六二巻三号、平成元年。

(35) 本稿一一四頁

(36) Folksam. Folksams sociala råd. Folksams vetenskapliga råd として出ているが、詳細は不明である。

☆北欧全犯罪学雑誌(NTfK 80 Arg. 1993.)

1 Olesen, Tony & Schlegel, Ilsa & Hermann, Kaj & Merlung Erik: Video-optagede afhøringer af børn

2. Hauge, Ragnar & Guslund, Jens J Betydningen av sosial status og kjønn for straffutmålingen

3. Larsson, Paul' Pedagogikkens inntog

4. Larsson, Paul (red): Norsk kronikk

5 Frese-Madsen, Malene· Retsstillingen for ofre i USA

6. Ericsson, Kjersti: Kvinner som handlende offer

7 Storgaard, Anette: Har domfældtes køn betydning for strafudmålingen?

8. Smith, Eva: Menneskerettigheder og strafferetspleje
9. Garde, Peter: EDB og de straffeprocessuelle tvangsindgreb
10. Traskman, P. O.: Finsk kronika
11. Traskman, P. O.: Etableringen av en internationell domstol I (Domstolen)
12. Traskman, P. O.: Etableringen av en internationell domstol II (Straffratten)
13. Mulder, Coen & Hove, Karenten: Rettshåndhevelse og rettsgarantier i nederlandsk og internasjonal fiskalstraffe rett
14. Cameron, Iain: Straffrattslig jurisdiktion i Norden
15. NTfK: Reserver datoerne internationalisering af straffeområdet (Det 11. Nordiske Kriminalistmøde finder sted i København 6.-9 juni 1994)
16. Warberg, Lasse A.: Shari' a－Om den islamiske strafferetten (Uqubat)－
17. Kørner, A. & Kramp P. & Gabrielsen, G.: Ikke sindssyge, psykisk afvigende lovovertrædere og psykiatriske særforanstaltninger
18. Papendorf, Knut: Den uforsonlige striden om den tyske abortlovgivningen
19. Kyvsgaard, Britta: Falder ungdomskriminaliteten?
20. Nilsson, Hans G.: Kronika från Europarådet

☆スウェーデン法書雑誌 (SvJT 78 arg. 1993.)

1. SvJT: Det trettiotredje nordiska juristmotet
2. Westerhall, Lotta: EG-integration och social trygghet
3. Osterdahl, Inger: Raddaren i noden? Den afrikanska stadgan for mannıskans och folkens rattigheter
4. Cars, Thorsten: Konferens om den Tjeckiska straffprocesslagstiftningen
5. Sevastik, Per: Asiatisk juristkonferens i Chiang Mai
6. SvJT: Disputation (informationsfriheten)
7. Andersson, Lars: Några synpunkter på tillampningen av de nya reglerna om straffmatning och påfoljdsval
8. Lindell, Karin: Från lagstiftningsarbetet
9. Bengtsson, Bertil: Bor miljoskadelagstiftningen reformeras
10. Pfannenstill, Magnus: Några anmarkningar rörande ansvaret for miljofarlig verksamhet vid konkurs och liknande situationer
11. Hobér, Kaj: Folkrattens historia－det ryska bidraget－
12. Riberdahl, Curt: Något om domstolskontrollen över kommunal forvaltningen
13. Blom, Birgitta: Prasters tystnadsplikt
14. Holmquist, Rolf: Vad ar allvarligt, JO?
15. Hardt, Tom G. A.: "Tillståndet att tala"－om sjalasorjarens tystnadsplikt och dess utstrackning
16. Lindell, Karin: Från lagstiftningsarbetet
17. Brattgård, Erik: Det 33e nordiska juristmotet
18. Peczenik, Aleksander & Schott, Roland: Juridisk konservatism
19. Wetterstein, Peter· Some Comments on the Finnish Proposal for an Act on Compensation for Environmental Damage (Governmental Bill 1992－165)
20. Bengtsson, Bertil: Svensk rattspraxis－Skadestånd utom kont-

raktsforhållanden 1989－1992－

21. Regner, Goran: Ny jurıdısk lıtteratur
22. Abrahamsson, Olle. Domstolsvasendets anpassnıng tıll EES och EG
23. Ek, Lena: Barnkonventıonens skydd for ofodda barn
24. Davıdsson, Rolf· Sveket mot familjehemsbarnen

☆犯罪及び犯罪予防研究

(Studies on Crıme and Crıme Prevention (BRÅ), No. 3, 1994.)

1. Solarz, Artur: Edıtorıal
2. Hagan, John: The New Sociology of Crıme and Inequalıty ın America
3. Easteal, Patrıcıa: Homıcıde Between Adult Sexual Intımates ın Australıa－Implıcatıon for Prevention－
4. Hodgıns, Sheılagh. Status at Age 30 of Chıldren wıth Conduct Problems
5. Incıardı, James A., McBrıde, Duane C., McCoy, H. Vırgınia & Chıtwood, Dale D · Recent Research on the Crack／Cocaıne／Crıme Connectıon
6. Nıggli, Marcel Alexander· Ratıonal Choice Theory and Crıme Preventıon
7. Farrıngton, Davıd P., Langan, Patrick A. & Wikstrom, Per-Olof H.: Changes ın Crıme and Punishment ın Amerıca, England and Sweden Between the 1980s and 1990s
8. Ahlberg, Jan & Knutsson, Johannes: More Crımes Whıle Polıce Resources Remaın Constant－What will Happen wıth the Clearance Rate ın the Future?
9. Bennet, Trevor Police Strategies and Tactıcs for Controllıng Crıme and Disorder in England and Wales
10. Carrıngton, Peter J. & Moyer, Sharon Gun Avaılabılıty and Suıcıde in Canada－Testıng the Dısplacement Hypothesıs－

☆Brå apropå (1993)

1. Melnıkov, Yurı· Brottslıgheten ett stort problem ı Ryssland
2. Wıklund, Gunılla: Kan man mata effekter av krımınalvård-och vem ska gora det?
3. Wiklund, Nils & Nystromm, Inger: Oklart om vıttnespsykologer
4. Knutsson, Johannes· Mıssvısande beskrıvnıngar av brotts-utvecklıngen
5. Ahlberg, Jan: Arbetslosheten ınte orsak tıll okad brottslıghet
6. Svensson, Bo· Halvtıdsfrıgıvningen-en krımınalpolıtısk vandpunkt
7. Thelın, Krıster: Ett krımınalpolıtıskt trovardighetstest
8. Rentzmann, Wılliam Prıvata fangelser och behandlıngshem
9. Lund, Kjell· Okat foraldraansvar ger dubbel vınst
10. Nılsson, Nıc: Brotssforebyggande avtal på bostadsmarknaden
11 Dalberg, Lars & Murray, Rıchard: Det går att mata effekter!
12 Theorın, Claes: Den nya franska fronden
13. Dıjk, Jan J M van: En marknadsmodell for krımınalıteten
14. Modéer, Kjell Åke: Prıvatiserıng av rattslıvet– hıstorıskt och ınternationellt
15. Knutsson, Johannes. Mer synlıg polıs?

16. Tham, Henrik & Hofer, Hans von: Missvisande om brottsutvecklingen? –Svar till Johannes Knutsson

17. Aromaa, Kauko: Kraftig oknung av bankrån i Finland

補注

(1) Krimmalvård och psykiatri, SOU 1994: 5. 次回の概観に紹介する予定。

(2) これに基づく法改正が九四年末に行われた。(Handlaggning av ungdomsmål, Prop. 1994／95: 12 cf.)

(3) 坂田、犯罪者処遇の思想、慶應通信、昭和五九年、九七頁以下及び一一三頁以下参照。

(4) Sveri, Knut: Bra och dåligt i svensk krimmalpolitik, Nordiska kriminologer om 90-talets kriminalpolitik, BRÅ, Sober Forlag, 1990, pp. 90 ff. cf.「概観（九〇）」九五頁参照。

(5) 拙訳、スウェーテン統治組織法（試訳）、法学研究六七巻八号参照。九四年一二月に部分改正されている。